

## 2. 過年度の大学入試センター試験及び大学入学共通テストの成績

過年度の大学入試センター試験及び大学入学共通テストの成績は、利用しません。

## 3. 複数受験について

### (1) 国立大学・学部への出願

志願者は、一般選抜においては「前期日程」、「後期日程」からそれぞれ1つの計2つの大学・学部に出願することができます。

※公立大学においては、協会ホームページ (<https://www.kodaikyo.org/>) 参照

### (2) 学内併願

本学では、前期・後期の学内併願を各学部ともに認めます。

## 4. 出願資格等

### ○出願資格

次の①から⑩のいずれかに該当し、本学が指定する令和4年度大学入学共通テストの教科・科目を受験した者

- ① 高等学校を卒業した者又は2022年3月31日までに卒業見込みの者
- ② 中等教育学校を卒業した者又は2022年3月31日までに卒業見込みの者
- ③ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は2022年3月31日までに修了見込みの者
- ④ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくは2022年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ⑤ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は2022年3月31日までに修了見込みの者
- ⑥ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は2022年3月31日までに修了見込みの者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は合格見込みの者で、2022年3月31日までに18歳に達するもの
- ⑨ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者で本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- ⑩ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2022年3月31日までに18歳に達するもの

※上記⑨又は⑩によって本学への出願資格を得ようとする者は、本学の入学資格審査を受け認定を得る必要があります。申請書の提出期間は、次のとおりです（期間内必着）。

- ・本学に入学を希望し、大学入学共通テストに出願しようとする者の申請期間は終了しました。
- ・他大学の入学資格認定を受け大学入学共通テスト受験後に本学に入学を希望する者

2022年1月19日（水）まで

なお、これにより認定が得られた場合の入学資格は、本学のみ有効なものです。

詳細については、本学ホームページ (<https://www.gunma-u.ac.jp/>) の入試情報を参照するか、本学学生受入課〔電話：027-220-7150〕へ問合せください。

### ○医学部医学科地域医療枠の対象者要件

医学部医学科地域医療枠の出願資格は、前述の出願資格のほか、「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（一般選抜）」（53ページ）に示す対象者要件に該当する者とします。